

県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（案） について

1 意見募集・意見聴取の結果の概要

- (1) パブリック・コメントによる意見
 - ① 実施期間 平成26年 7月11日（金）～平成26年 8月11日（月）
 - ② 件数 5件（2人）

- (2) 県子ども・子育て支援会議委員からの意見
 - ① 実施期間 平成26年 7月11日（金）～平成26年 8月 7日（金）
 - ② 条例案に関する主な意見及び意見に対する県の考え方

| 区 分 | 御意見の要旨 | 御意見に対する県の考え方 |
|----------|--|--|
| 独自基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害時対応について、参考にすべき基準等があれば、「～を参考にし て個別に計画を策定」としたら如何 か。 | <p>当該規定は、現在の保育所の認可基準となっている「県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同様の内容としています。</p> <p>計画の内容や策定方法の助言等については、別途手引き等を作成したいと考えております。</p> |
| 職員に関する基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に関する基準に「特別支援教育担当」を配置したら如何か。 ・ 「障害を持った子がいる場合に職員を増やして欲しい」という質問に対し、条例ではどのように保障されるのか。 | <p>特別な支援を要する子どもに対応する職員の配置については、現行の幼稚園基準、保育所基準、認定こども園の基準において定められてないことから今回の幼保連携型認定こども園の基準上定めることとしていませんが、公定価格上、障害児を受け入れている施設について、主幹（主任）を専任化させ、主幹（主任）を補助する者に要する経費を加算することが予定されているところです。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 満1歳未満の園児には、園児2人に1人の職員が必要との声もあるが、これは「従う」でよいのか。「園児2人に職員1人」とすべきではないのか。 | <p>職員の配置については、現在の既存施設（幼稚園、保育所等）からの円滑な移行のためにも、現在の保育所の基準と同様の内容としています。</p> |

(3) 関係団体との意見交換会による意見

① 実施時期

ア 全国認定こども園協会九州地区鹿児島県支部：平成26年8月8日（金）

イ 県私立幼稚園協会：平成26年8月7日（木）

ウ 県保育連合会：平成26年7月29日（火）

② 条例案に関する主な意見及び意見に対する県の考え方

| 区 分 | 御意見の要旨 | 御意見に対する県の考え方 |
|---------------------|---|--|
| 学級の編 制に關す る基準 | ・学級の編制に關し、1学級の園児は、 35人以下を原則としているが、（小学 校低学年と同様）30人以下とできな いのか。 | 学級の編制については、現在の既存 施設（幼稚園、保育所等）からの円滑 な移行のためにも、現在の幼稚園の基 準と同様の内容としています。 |

2 意見募集・意見聴取を踏まえた条例（案）

「県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に關する基準を定める条例（案）」
については、パブリック・コメントで提示した「県幼保連携型認定こども園の
設備及び運営に關する基準を定める条例（仮称）骨子（案）」の内容のとおりと
する。

鹿児島県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)概要

| 項目 | 府省令の基準内容 | 基準 類型 | 本県の基準 |
|-------------------------|---|----------|--------|
| 学級の 編制に 関する 基準 | 満3歳以上の園児について学級を編制 | 【従】 | 府省令どおり |
| | 1学級の園児数は35人以下を原則, 同年齢の園児による編制を原則 | 【従】 | 〃 |
| 職員に 関する 基準 | 各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を1人以上必置(特別の事情のときは, 専任の副園長・教頭が兼任可, 専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可) | 【従】 | 〃 |
| | 教育・保育の直接従事職員の配置 (満4歳以上児30人:1人, 満3歳以上満4歳未満児20人:1人, 満1歳以上満3歳未満児6人:1人, 満1歳未満児3人:1人。ただし, 常時2人以上) | 【従】 | 〃 |
| | 調理員を必置(調理業務の全部を委託する場合は不要) | 【従】 | 〃 |
| 設備に 関する 基準 | 園舎・園庭を必置, 園舎は2階建以下を原則(特別の事情により3階建以上も可) | 【従】 | 〃 |
| | 保育室等は1階に設置(園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上(満3歳未満児に係るものに限る)も可) | 【従】 | 〃 |
| | 園舎・園庭は, 同一敷地内・隣接地に設置を原則 | 【従】 | 〃 |
| | 園舎面積は, 幼稚園基準と保育所基準(満3歳未満児に係る部分に限る)を合算, 園庭面積は, 満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上, 各居室(乳児室, ほふく室, 保育室又は遊戯室)の面積は, 保育所基準による面積以上 | 【従】 | 〃 |
| | 職員室, 乳児室又はほふく室, 保育室, 遊戯室, 調理室等を必置(特別の事情により保育室と遊戯室, 職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上) | 【従】 | 〃 |
| | 保育室又は遊戯室の面積 1人当たり1.98㎡以上 | 【従】 | 〃 |
| | ほふく室の面積 1人当たり3.3㎡以上 | 【従】 | 〃 |
| | 乳児室の面積 1人当たり1.65㎡以上 | 【従】 | 〃 |
| | 満3歳以上の園児の食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱, 保存等の調理機能を有する設備を備えるとき, 自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは, 調理室を備えないことができる | 【従】 | 〃 |

| 項目 | 府省令の基準内容 | 基準 類型 | 本県の基準 |
|------------------|---|----------|--------|
| 運営に 関する 基準 | 教育・保育の期間及び時間については、教育週数39週以上 | 【従】 | 府省令どおり |
| | 標準的な教育時間 1日当たり4時間 | 【従】 | 〃 |
| | 教育・保育時間 1日当たり8時間 | 【参】 | 〃 |
| | 保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務(保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可) | 【従】 | 〃 |
| | 人格の尊重 | 【参】 | 〃 |
| | 職員の資質向上・研修機会の確保 | 【参】 | 〃 |
| | 差別的取扱いの禁止 | 【従】 | 〃 |
| | 虐待等の禁止 | 【従】 | 〃 |
| | 懲戒権限の濫用禁止 | 【従】 | 〃 |
| | 秘密保持の義務 | 【従】 | 〃 |
| | 苦情への対応 | 【参】 | 〃 |
| | 家庭との連絡・連携 | 【参】 | 〃 |
| その他 (附則) | みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から5年間、設備については当分の間、なお従前の例によることができること | 【従】 | 〃 |
| | 施行日から起算して5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りるとすること | 【従】 | 〃 |
| | 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用(園庭設置)に関する特例 | 【従】 | 〃 |

※ 国の基準(主務省令)で定められた基準

【従】は、主務省令で定める基準に従い定めるもの(従うべき基準)

【参】は、主務省令で定める基準を参酌する(参酌すべき基準)

○ 県独自の基準

| | |
|-----------------|--|
| 非常災害時対応 | 非常災害について、火災、地震、風水害、津波、火山災害等、施設の立地環境において想定される災害ごとに、個別に計画を策定し、計画内容を掲示するとともに、地域との連携を図ること |
| 既存施設における保護者への説明 | 既存施設が幼保連携型認定こども園を設置する場合には、当該施設に在籍・入所している子どもの保護者に対し、幼保連携型認定こども園を設置した場合の教育、保育等の内容について十分に説明し、理解を得るよう努めなければならない。 |